

水戸市災害廃棄物処理計画

水戸市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景及び目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象.....	3
4 各主体の役割.....	6
5 処理期間の設定.....	6
6 災害廃棄物処理の基本方針.....	7
第 2 章 組織体制と情報共有	8
1 組織体制の確立.....	8
2 情報収集・連絡.....	9
3 協力・連携.....	10
第 3 章 災害廃棄物の処理	12
1 災害廃棄物対応の流れ.....	12
第 4 章 推進体制	19
1 計画の推進体制.....	19

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景及び目的

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、これまでの災害を遥かに上回る大量の廃棄物が発生しました。また、令和元年10月に発生した台風第19号による豪雨では、一級河川那珂川の支流等で決壊が起き、多くの住居や農地に甚大な被害が生じ、膨大な量の廃棄物が発生しました。

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な量の廃棄物が発生しています。

このような災害時には、種々の廃棄物が混合し、処理困難な性状のものが大量に発生します。これらの廃棄物は、生活環境と公衆衛生に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、仮置場[※]における火災の発生等の危険性があるため、適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。

茨城県においては、災害時に発生する大量の廃棄物を適正に処理することを目的として「茨城県災害廃棄物処理計画」を平成29年2月に策定し、災害時の廃棄物対策に係る取組を推進しています。

また、環境省災害廃棄物対策指針においては、市町村は、非常災害時に備えた災害廃棄物処理計画を策定することとされています。

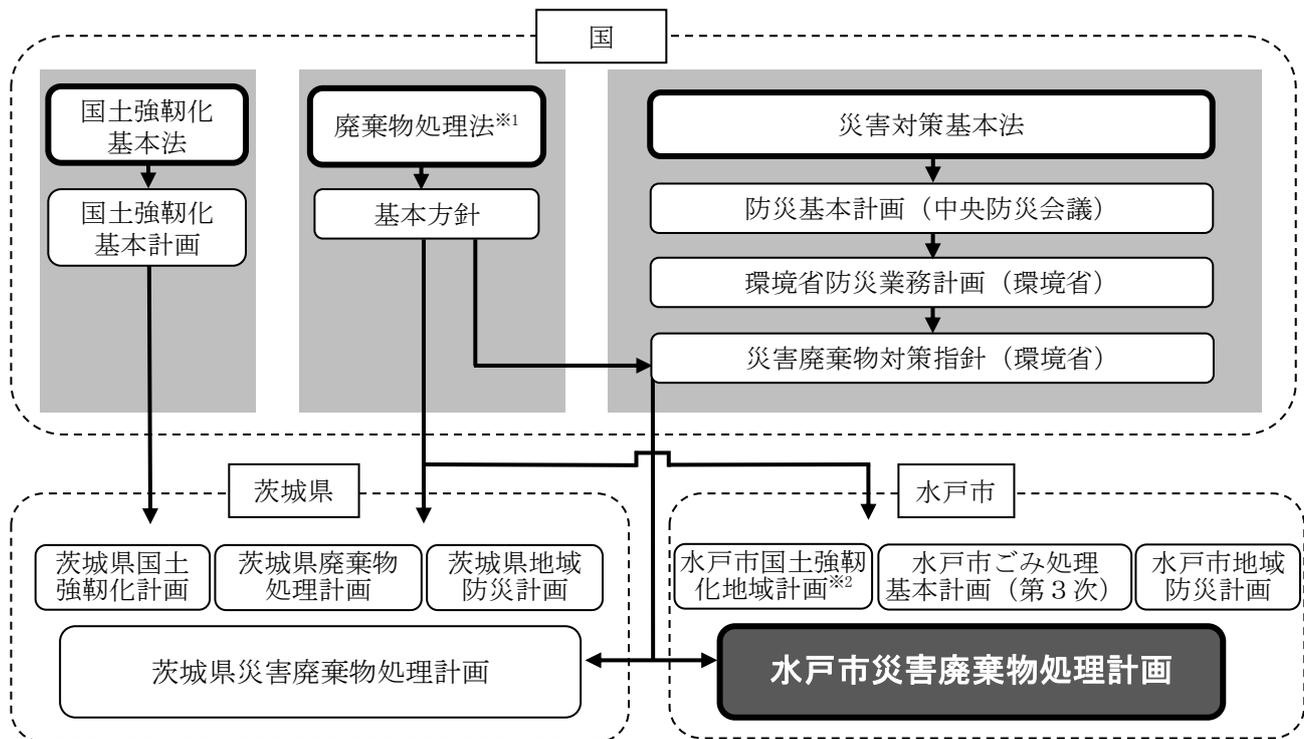
以上のことから、本市では、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「水戸市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

※仮置場：被災現場から市民が直接持ち込み、又は本市が収集した廃棄物を集積し、分別後、廃棄物処理施設まで搬出する間保管するために設置する廃棄物の置場。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省災害廃棄物対策指針，茨城県災害廃棄物処理計画を踏まえ，水戸市地域防災計画及び水戸市ごみ処理基本計画（第3次）等と整合性を図りつつ，災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。（図1）

図1 本計画の位置付け



※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

※2 令和3年3月策定予定

3 計画の対象

(1) 対象とする災害等

本計画では、地震災害、風水害及びその他の自然災害を対象とします。地震災害については、地震動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害も対象とします。風水害については、竜巻等の風による災害のほか、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害も対象とします。

(2) 災害廃棄物の定義

本計画における災害廃棄物は、地震災害、風水害及びその他の自然災害に直接起因して発生するもので、生活環境保全の観点から本市が処理を行うべきと判断する以下のものとします。

ア 市民が被災した自宅を片付ける際に排出されたごみ。ただし、災害発生から一定期間経過後は、り災証明を受けたものに限る。

イ 中小企業*が被災した事業所を片付ける際に排出されたごみ（産業廃棄物を除く。）

ウ 仮設トイレ等からのくみ取りし尿及び一般家庭の便槽に流入した汚水

エ その他市長が特に必要と認めるもの

※中小企業については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の中小企業とする。

(3) 災害廃棄物の種類

災害廃棄物の種類は、木くず、コンクリートがらなど、13種類とします。(表1)

表1 災害廃棄物の種類

種類	説明
(1)木くず	柱・梁・壁材，水害又は津波等による流木等
(2)コンクリートがら等	コンクリートがら，アスファルトくず，瓦・陶磁器・ガラス等
(3)金属くず	鉄骨や鉄筋，アルミ材等
(4)可燃物	繊維類，紙，木くず，プラスチック等が混在したもの
(5)不燃物	分別することができない細かなコンクリート，木くず，プラスチック，ガラス，土砂等が混在した概ね不燃性のもの
(6)腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品等，水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
(7)津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや，陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
(8)廃家電製品	損壊家屋等から排出されるテレビ，洗濯機，エアコン，冷蔵庫等の家電類で，災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
(9)廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車，自動二輪車，原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
(10)廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
(11)有害廃棄物	石綿含有廃棄物，PCB，感染性廃棄物，化学物質，医薬品類，農薬類，その他これらに類する有害物質
(12)その他処理困難な廃棄物	危険物（消火器，ガスボンベ，燃料タンク，スプレー缶等），ピアノ，マットレス等の市清掃工場では処理が困難なもの，漁網，石膏ボード，タイヤ等
(13)し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ，レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取りトイレの総称）等からのくみ取りし尿及び一般家庭の便槽に流入した汚水

参考：茨城県災害廃棄物処理計画

(4) 想定災害に基づく災害廃棄物の発生量

ア 想定する災害

本計画では、茨城県において実施した地震被害想定調査（平成 30 年 12 月）で示された「太平洋プレート（北部）地震」を想定します。水害については、「那珂川の氾濫による水害」とします。

イ 災害廃棄物等の発生量

茨城県の試算によると、「太平洋プレート（北部）地震」により、本市において約 134,500 トンの災害廃棄物が発生すると推計されています。過去の災害時の実績として、平成 23 年の「東日本大震災」では約 98,000 トンの災害廃棄物を処理しました。また、令和元年の「台風第 19 号による水害」により処理した災害廃棄物は 8,740 トンに上りました。

本計画は、これらの推計や実績をもとに必要な対応を定めます。

なお、想定災害の情報が更新された際には、新たな情報に基づき、発生量の見直しを行います。

表 2 想定災害に基づく災害廃棄物等の発生量

(単位：トン)

想定災害	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
太平洋プレート（北部）地震	8,180	49,726	69,182	4,361	3,055	134,504

(想定地震規模：マグニチュード 7.5，水戸市の想定最大震度：震度 6 強)

参考：茨城県地震被害想定調査（平成 30 年 12 月）

【参考】過去の災害における災害廃棄物処理量（実績）

(単位：トン)

災害名	混合ごみ ※可燃，不燃物含む	コンクリートがら	処理困難物	柱角材	合計
東日本大震災 (平成 23 年 3 月)	11,662	80,032	1,624	4,651	97,969

(地震規模：マグニチュード 9.0，水戸市の最大震度：震度 6 弱)

災害名	可燃物	不燃物	コンクリートがら	家電 4 品目	ガレキ混じり土砂	木くず	合計
台風第 19 号 による水害 (令和元年 10 月)	5,505	1,025	500	107	1,433	170	8,740

4 各主体の役割

(1) 本市

災害時には、日常生活において家庭から排出される生活ごみ等の処理に加えて、災害廃棄物の処理が必要となります。災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は本市が主体となって行います。

(2) 事業者

事業者は、自らの事業所から排出される災害廃棄物の適正処理と円滑・迅速な処理に努めます。

(3) 市民

市民は、片付けの際に排出される災害廃棄物の分別の徹底に努めます。

5 処理期間の設定

災害廃棄物処理は、市民の生活環境保全及び公衆衛生確保の観点から円滑・迅速な処理を目指します。処理期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定しますが、茨城県災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指します。

なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り、設定します。

6 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、生活環境保全と公衆衛生を確保するため、次のとおり基本方針を定め、具体的な取組を進めます。

■基本方針 1

適正かつ円滑・迅速な処理の推進

市民の生活環境保全及び公衆衛生確保の観点から、処理期間を定め、適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。

■基本方針 2

リサイクルの推進

分別及び選別を行い、可能な限りリサイクル（再生利用）を推進し、処分量の削減を図ります。

■基本方針 3

合理的かつ経済的な処理の推進

処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理性のある処理方法を選定し、経済的な処理に努めます。

■基本方針 4

行政機関、協定締結団体、市民、ボランティアとの協力及び連携

早期の復旧・復興を図るため、国、県、県内市町村等の行政機関や協定締結団体と協力及び連携して処理を推進します。また、市民、ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て、処理を推進します。

第2章 組織体制と情報共有

1 組織体制の確立

災害時は、本計画及び水戸市地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。また、一部事務組合及び協定締結団体等と情報共有し、連携して対応します。

図2 災害廃棄物処理の組織体制

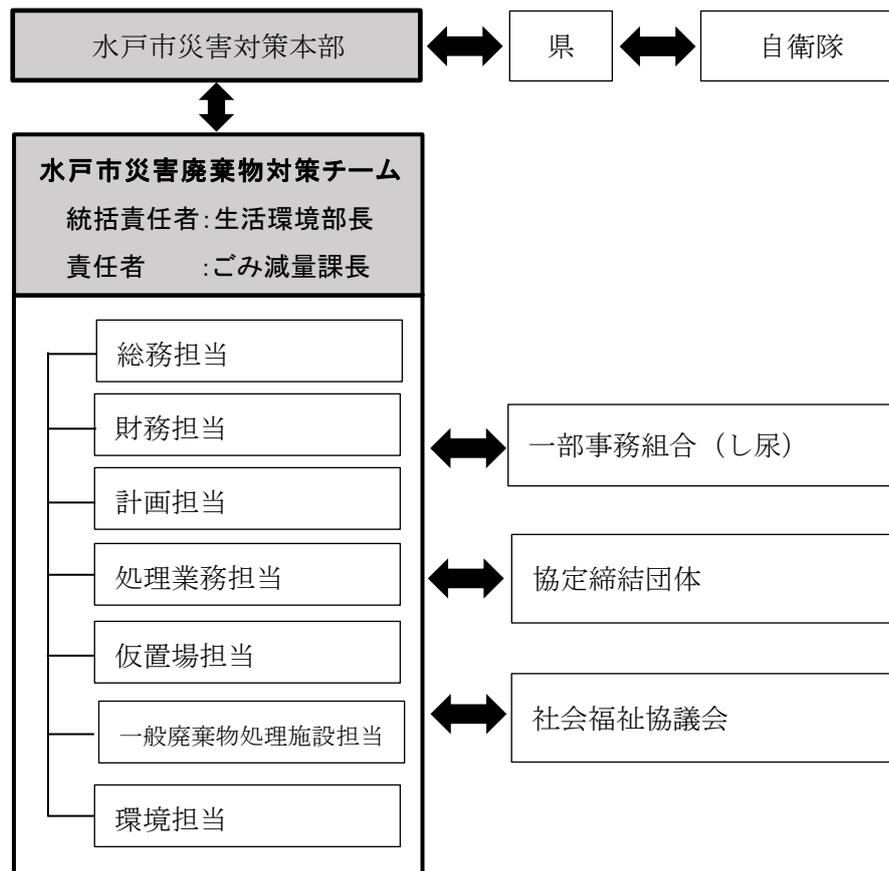


表3 災害廃棄物処理に係る各担当の業務内容

担当	業務内容	担当課
総務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整 ・職員の参集状況の把握と配置 ・市内の被災状況等の情報収集 ・国，県，県内市町村及び協定締結団体への支援要請 ・市民への広報，問い合わせ対応等 ・災害廃棄物処理計画の進捗管理 	ごみ減量課 環境保全課
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・予算確保，管理 ・契約手続き，補助金申請事務 	ごみ減量課
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計 ・収集ルート，車両台数等の収集運搬に係る計画策定・履行 ・県内市町村，民間廃棄物処理施設の処理能力の把握 ・再生利用先確保 	ごみ減量課 清掃事務所
処理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業務，処理業務，仮置場管理業務の発注仕様書作成 ・収集運搬車両の手配，燃料供給の調整 	ごみ減量課 清掃事務所 衛生事業課
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場設置箇所の検討，必要面積の算定及び手配 ・仮置場の確保（担当部署調整，市民への説明等） ・開設準備（動線・分別配置設計） ・搬入出ルートの調整（地域住民・警察等） ・仮置場の管理・運用 ・分別の指導・助言 ・仮置場用地の土壌調査 	ごみ減量課 廃棄物対策課 環境保全課
一般廃棄物 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の被害状況の把握及び補修 ・処理施設の災害廃棄物処理能力の算定 ・処理施設の被害状況に応じた災害廃棄物処理に関する支援要請 	清掃事務所 衛生事業課
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定事業場の状況調査 	環境保全課

※業務内容は時間の経過とともに変わるため，人員配置や体制を随時見直す必要があります。

2 情報収集・連絡

災害廃棄物を適正かつ迅速・円滑に処理するため，本市の廃棄物処理施設の被害状況，災害廃棄物の発生量に関する情報，仮置場の充足状況等の情報が重要となります。

県，協定締結団体等との連絡体制を確認し，災害廃棄物処理に必要な情報を収集します。

3 協力・連携

災害廃棄物の処理については、各種協定に基づき、県、県内市町村、一部事務組合及び協定締結団体と協力・連携体制を構築します。その他、社会福祉協議会、国・専門機関等とも連携して対応に当たります。

(1) 県との協力・連携

災害廃棄物処理事業に係る県内協力体制を確保するため、「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書」に基づき、各種情報の提供及び連絡調整等の支援を要請します。

(2) 県内市町村及び一部事務組合との協力・連携

災害廃棄物処理にあたり、「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書」に基づき、短期的な職員の派遣や災害廃棄物の処理等の支援を要請します。

(3) 協定締結団体との協力・連携

災害廃棄物の収集運搬・処理、仮置場の管理など、各種協定に基づき、災害廃棄物の処理等の支援を要請します。

表4 災害時の廃棄物対策を中心とした協定

協定名	協定締結団体	備考 (令和元年台風第19号時の協力内容)
災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定	水戸市環境整備事業協同組合	収集運搬、仮置場管理
災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	水戸市建設業協同組合	収集運搬、仮置場設置・管理
災害時における応急措置の協力に関する協定	水戸市造園建設業協同組合	収集運搬
災害時における倒壊建築物の除去等応急活動の協力に関する協定	水戸市解体業協同組合	収集運搬
災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定	県	情報提供、連絡調整
	県内市町村、一部事務組合	中間処理
	一般社団法人茨城県産業資源循環協会	仮置場管理、中間処理、最終処分
災害時等における一般廃棄物処理に関する支援協定	一般財団法人茨城県環境保全事業団	最終処分
災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	一般社団法人茨城県環境保全協会	

(4) 社会福祉協議会との協力・連携

被災家屋等を片付ける際のごみを搬出する作業には、ボランティアの協力が重要です。

ボランティアに対して、作業上の注意事項、災害廃棄物の分別、仮置場の情報等を的確に伝えるため、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターを通し、必要な情報の周知を図ります。

(5) 国・専門機関による支援

必要に応じて災害廃棄物処理支援ネットワーク[※]へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めます。

災害廃棄物処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱に基づき財政的な支援を要請します。

また、必要に応じて、県を通じ自衛隊へ災害廃棄物の撤去に係る支援を要請します。

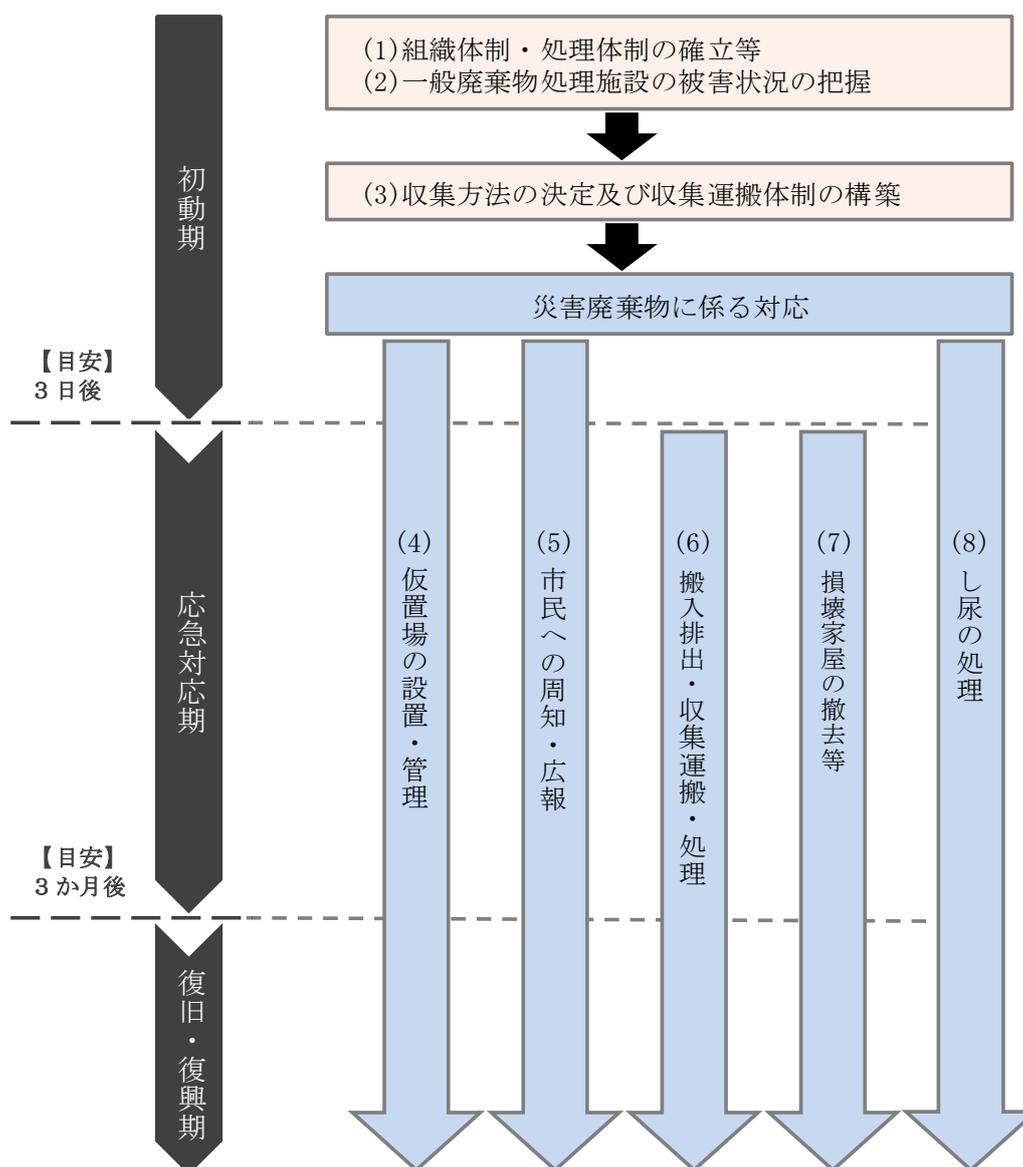
※災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)：環境省・地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されています。

第3章 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物対応の流れ

災害時には、平時の年間処理量を大きく上回る災害廃棄物が発生し、様々な混乱が発生しやすい状況になることから、特に初動期、応急対応期の対応が重要となります。図に災害廃棄物対応の流れを示します。

図3 災害廃棄物対応の流れ



(1) 組織体制・処理体制の確立等

災害発生直後、災害廃棄物処理に必要な組織体制を構築するとともに、市内の被災状況や廃棄物処理施設の被害状況の把握に努め、災害廃棄物、生活ごみ及びし尿の処理体制を確立します。

(2) 一般廃棄物処理施設の被害状況の把握

災害発生時における市清掃工場及び見川クリーンセンターの被害状況を確認し、緊急対応業務マニュアルに基づき対応します。復旧工事が必要となる被害が生じた場合は、可能な限り早期に再稼働します。

表5 一般廃棄物処理施設（市有）の状況

【水戸市清掃工場ごみ焼却施設】

施設	年間処理量 (トン/年)	稼働日数 (日/年)	処理能力 (トン/日)	処理対象物	処理方式
ごみ焼却施設	91,285	280日以上	330	燃えるごみ	全連続燃焼式ストーカ炉

【水戸市清掃工場リサイクルセンター】

設備	年間処理量 (トン/年)	稼働日数 (日/年)	処理能力 (トン/日)	処理対象物
選別設備	6,140	240日以上	31	びん・缶、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装
破砕設備	4,640	240日以上	24	燃えないごみ、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ

【見川クリーンセンター】

施設	処理能力 (kl/日)	処理方式
し尿処理施設	310	標準脱窒素処理方式

(3) 収集方法の決定及び収集運搬体制の構築

災害廃棄物、生活ごみ及びし尿の収集方法を決定し、収集運搬体制を構築します。直営車両、平時の収集運搬委託事業者及び協定締結団体の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県や県内市町村及びD.Waste-Netへ広域支援要請を行います。

表6 収集運搬車両の状況

【一般廃棄物収集運搬車両の状況】

車両	台数	
パッカー車 (回転式)	市有	0
	委託	4
パッカー車 (プレス式)	市有	42
	委託	37
平ボディ車	市有	6
	委託	27

(令和2年12月末時点)

【し尿収集運搬車両の状況】

車両	台数
バキュームカー (水戸地区)	委託 21
バキュームカー (常澄地区)	許可 8
バキュームカー (内原地区)	許可 9

(令和2年12月末時点)

(4) 仮置場の設置・管理

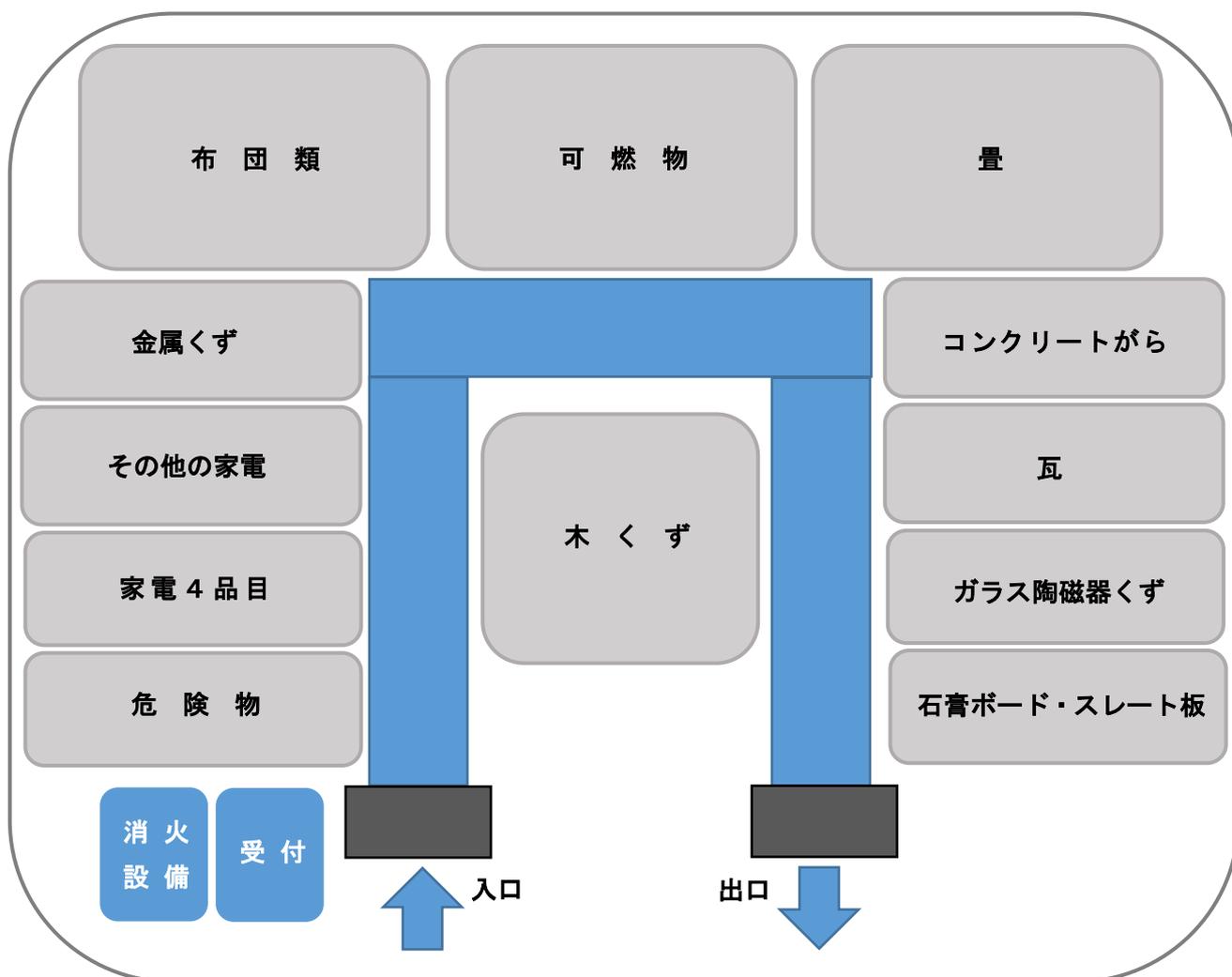
仮置場は、地震に伴う広域的又は水害に伴う局地的な被害を想定し、予め場所を選定しておくこととします。

設置にあたっては、現地確認を行うとともに、近隣住民に対して、仮置場の必要性や設置期間（少なくとも数ヶ月間）等を説明し理解を得ます。

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、適正な場所に仮置場を設置し、災害廃棄物を保管します。また、必要に応じて仮置場内に仮設処理施設を設置し、災害廃棄物の破砕処理を行います。

仮置場においては、その後の処理を適正かつ円滑・迅速に実行するため、次の図に示すとおり災害廃棄物を品目毎に分別仮置きし、保管します。また、火災等の緊急時を想定し、消防との連携体制を構築します。

図4 仮置場の配置計画（レイアウト）例



仮置場係員必要人数（一箇所あたり）
受付説明 2～3人
交通誘導 8～10人
分別指導・荷下ろし補助 6名以上

※上記レイアウトは例であり、実際の災害廃棄物の種類及び量によって、分別品目及び配置面積を変更する。

ア 仮置場の必要面積

災害発生後、被害状況から災害廃棄物の発生量を推計し、過去の災害における仮置場設置状況を参考にしながら、仮置場毎の必要面積を算出します。

なお、被害状況の把握に努め、必要面積の見直しを随時行います。

イ 仮置場内の分別

仮置場内の分別について、分かりやすいように分別品目毎の看板を設置するとともに、入口で説明します。また、配置図をホームページ等で周知します（図4参照）。

ウ 仮置場の受入時間

災害廃棄物の受入時間については、午前9時から午後4時までを基本として設定します。

エ 人員の確保

受入時間内においては、仮置場の管理・運営を行うため、受付、車両の誘導、分別指導及び荷下し補助等の人員を配置します。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも1つの仮置場で10名以上（交代要員を含む。）の人数が必要となることから、そのための人員を確保します。

受入時間外においては、警備員を配置して適正に管理します。

オ 仮置場の衛生管理

腐敗性廃棄物等により、周辺環境に影響が生じる恐れがあることから、必要に応じて仮置場の消臭・消毒・殺虫を行います。

カ 処理先への搬出

処理先へ搬出できるものは順次搬出して処理を行い、仮置場のスペースを確保します。

キ 仮置場の返還

仮置場の使用後は、地面の表面に残った残留物の除去や土壌のすき取り・客土、必要に応じた土壌調査等を行い、現状復旧します。

表7 過去の災害における仮置場設置状況

災害名	災害廃棄物発生量	設置面積	設置場所
平成23年東日本大震災	97,969 トン	約 37,000 m ²	田野市民運動場、常澄運動場、 稲荷第二市民センター隣広場及び 内原庁舎前駐車場
令和元年台風第19号による水害	8,740 トン	約 26,000 m ²	田野市民運動場、旧国田中学校 跡地及び常澄運動場

(5) 市民への周知・広報

災害廃棄物の排出方法、仮置場の開設状況、市清掃工場の稼働状況等の情報について、様々な媒体を活用して市民へ周知・広報を行います。

特に排出段階において、災害廃棄物を混合してしまうとその後の処理が困難となることから、迅速な処理の実現、最終処分量及び処理費用の削減を図るため、分別の徹底について周知します。

表 8 情報提供を行う媒体と情報の内容

情報提供の媒体	情報の内容
<ul style="list-style-type: none">・ ホームページ・ 広報誌・ SNS・ 施設掲示板・ 回覧板・ 行政防災無線・ 防災ラジオ 等	<ul style="list-style-type: none">・ 市民が搬入できる仮置場の場所、排出可能時間・期間・ 災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類、搬入可能物・ 家電 4 品目の排出方法・ 家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB 含有機器等の有害廃棄物の取扱方法・ 不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止・ 便乗ごみの排出禁止・ 損壊家屋の撤去等に係る申請手続き・ 災害廃棄物に関する問合せ窓口・ ボランティア支援依頼窓口・ 生活ごみ、資源物等の収集日・収集回数の変更

(6) 搬入排出・収集運搬・処理

ア 搬入排出

市民及び事業者は、被災した自宅又は事業所の片付けを行った際に発生した災害廃棄物について、分別後、仮置場等の市が指定する場所へ搬入することを基本とします。ただし、災害の種類や規模に応じて市長が特に必要と認めるときは、指定場所以外の排出場所を検討します。

イ 収集運搬

本市は、市民及び事業者が排出した災害廃棄物を収集し、市清掃工場で処理できるものについて市清掃工場等へ運搬します。この場合において、市民が排出した災害廃棄物の収集運搬を優先して行います。

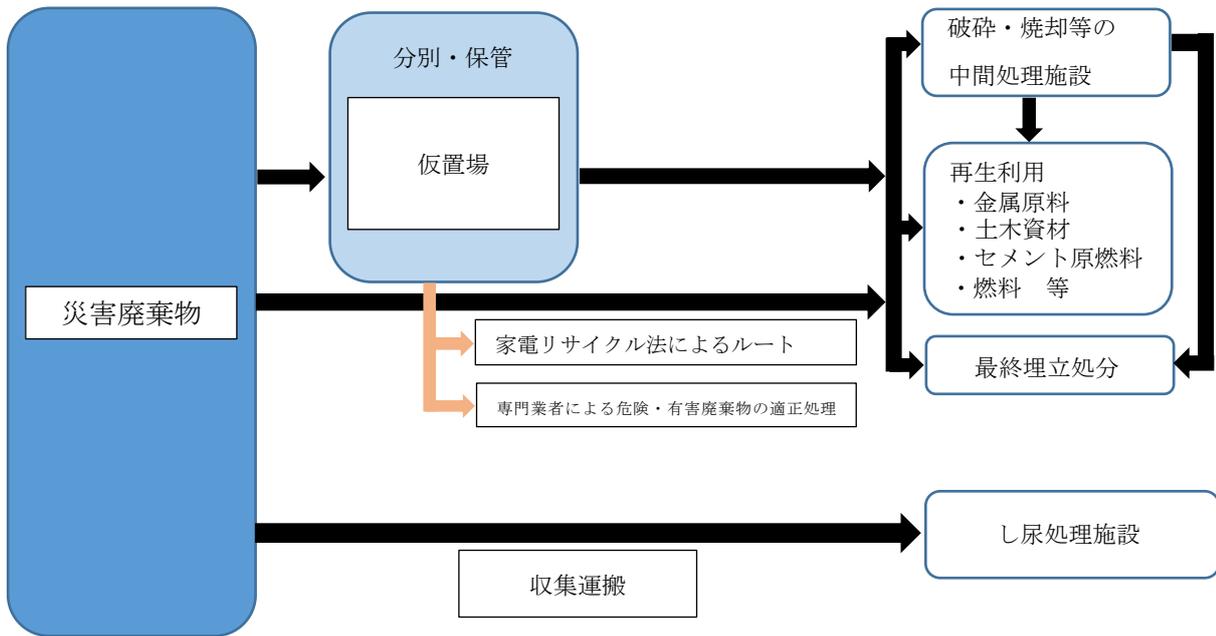
ウ 処理

災害廃棄物については、種類や性状に応じた破碎や焼却等の中間処理を行います。処理にあたっては、再生利用の推進を図り、処分量や費用の削減に努めます。

市清掃工場においては、生活ごみの処理と合わせて、処理能力の範囲内において災害廃棄物を処理します。

また、市清掃工場で処理できないものについては、協定締結団体と連携して適正に処理します。

図5 災害廃棄物の処理の流れ



参考：茨城県災害廃棄物処理計画

(7) 損壊家屋の撤去等

損壊家屋の解体又は撤去は、原則として所有者が行います。ただし、倒壊の危険や通行上の支障など、生活環境保全上の支障があるものについては、本市が行うことを検討します。

(8) し尿の処理

ア し尿等の発生

災害時、停電、断水、下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できない場合は、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ等の災害用トイレの利用が想定されます。通常発生するし尿に加え、災害用トイレから発生するし尿及び一般家庭の便槽に流入した汚水について、収集運搬及び処分が必要となります。

イ し尿の処理

携帯トイレ、簡易トイレから発生するし尿は、し尿処理剤を使用し、燃えるごみとして処理します。

避難所等に設置された仮設トイレのし尿及び一般家庭の便槽に流入した汚水について、収集運搬を行い、し尿処理施設において処理します。また、し尿処理施設で処理できない場合等は、県及び県内市町村等へ支援要請を行います。

表9 災害用トイレの種類

名称	説明
携帯トイレ	既存の洋式便器につけて使用する排便収納袋タイプ。し尿処理剤の使用により殺菌・消臭及び燃えるごみとしての処理が可能。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に排便収納袋をつけて使用する。し尿処理剤の使用により殺菌・消臭及び燃えるごみとしての処理が可能。
仮設トイレ (くみ取り)	電気なしで使用できるものが多い。便槽に貯留したし尿のくみ取りが必要。車いすで利用できるバリアフリータイプもある。

参考：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月，内閣府）

第4章 推進体制

1 計画の推進体制

平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県、県内市町村、協定締結団体及び市民との連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧復興につなげます。

(1) 災害廃棄物処理計画による実行性の向上

本計画を通じて市民、事業者とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかけます。

(2) 知識の継承と情報共有

これまでの災害廃棄物処理の知識を継承し、生かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげます。

県、県内市町村、協定締結団体等の関係者との情報共有及びコミュニケーションを図り、連携を強化します。

